第十八条中「はって」を「貼って」に改め、「。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）受験の申込みをする場合において、当該申込みを行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもってすることができる」を削る。

第三十三条第一項中「はって」を「貼って」に改め、同項ただし書を削る。

第三十四条中「はって」を「貼って」に改め、「。ただし、電子情報処理組織により同項の再交付又は訂正の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもってすることができる」を削る。

第四十二条の十五中「はって」を「貼って」に改め、ただし書を削る。

第六十条中「はって」を「貼って」に改め、ただし書を削る。

第七十九条第一項中「はって」を「貼って」に改め、同項ただし書を削る。

（小型船舶登録規則の一部改正）

第四十六条　小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項ただし書を削る。

別表第七号中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この表において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改める。

（気象測器検定規則の一部改正）

第四十七条　気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改め、「（以下「電子情報処理組織により」という。）」を削り、同条第二項、第三項及び第五項中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第六項中「はる」を「貼る」に改め、同項ただし書を削る。

別表第二及び別表第五中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改める。

（船舶法施行細則及び小型漁船の総トン数の測度に関する省令の一部改正）

第四十八条　船舶法施行細則及び小型漁船の総トン数の測度に関する省令の一部を改正する省令（平成十六年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項第一号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、「（次項において「電子情報処理組織により」という。）」を削り、同条第五項中「はって」を「貼って」に改め、同項ただし書を削る。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十九条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第五項中「はって」を「貼って」に改め、同項ただし書を削る。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部改正）

第五十条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第三十八条中「情報通信技術利用法第二条第三号」を「情報通信技術活用法第三条第五号」に改める。

第三十九条中「情報通信技術利用法第二条第四号」を「情報通信技術活用法第三条第六号」に、「情報通信技術利用法第三条第四項」を「情報通信技術活用法第六条第四項」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第五十一条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合においては」を「印紙をもって納め難い事由があるときは」に改め、同項各号を削る。

第八十条第一項ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合においては」を「印紙をもって納め難い事由があるときは」に改め、同項各号を削る。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第五十二条　国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書及び第二十六条ただし書を削る。

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

第五十三条　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改め、「（以下「電子情報処理組織により」という。）」を削り、同条第三項及び第五項中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第六項ただし書を削る。

附則第六条第一項中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第三項ただし書を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

（航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　航空法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　航空法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。